

給付補助を拡充します 在宅要介護高齢者・障がい者の方への紙おむつ代

町では、紙おむつなどを使用している要介護高齢者および重度心身障がい児(者)の方々、もしくは介護者の方々の負担を軽くすることを目的に、紙おむつ購入費の一部を補助しています。これまでは非課税世帯への補助が中心でしたが、範囲を広げ、課税世帯への補助を拡充しました。

給付額

○町民税非課税世帯および生活保護世帯
月4,000円

○町民税課税世帯で本人非課税
月3,000円

○町民税課税世帯で本人課税
月2,000円

申請方法

新たに資格取得を希望される方(紙おむつの使用を開始してから6カ月以上経過した方が対象です)は、町への申請が必要です。介護高齢者もしくは担当のケアマネジャーへご相談ください。

※すでにこの制度を利用されている方は、資格取得の申請は必要ありません。

申請・問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係
(31)2512

4月1日より

「福祉タクシー券利用助成事業」の利用枚数を増やします

対象者

御代田町に住所があり、75歳未満で次のいずれかに該当する方。

○身体障害者手帳の障がい程度が1〜3級に該当する方

○療育手帳の障がい程度がAに該当する方

○精神保健福祉手帳の障がい程度が1級に該当する方

運行範囲

近隣区域

利用できるタクシー会社

- ・軽井沢観光タクシー
- ・松葉自動車交通

利用目的

タクシーの利用は、通院、買い物、公共施設、金融機関の利用など日常生活で必要な場合です。(遊興目的での利用はできません)

購入方法

・所定の申請書に記入して、保健福祉課福祉係に提出してください。

・申請内容と助成券購入料金を

の納入を確認の後、助成券を交付します。

購入できる枚数

年間30枚まで購入できます。ただし、75歳に達する月の前月分までとなります。(75歳に達する月からは、御代田町タクシー利用助成事業をご利用ください。窓口は町企画財政課です)

※御代田町タクシー利用助成事業は本号6頁参照

申請方法

申請書は福祉係の窓口での交付、または、町ホームページからダウンロードし、福祉係に提出してください。※平成22年度の福祉タクシー利用助成券の有効期限は、平成23年3月31日までです。期限までに利用されなかった助成券は、平成23年4月中に福祉係で払戻しの申請をしてください。

問い合わせ先

保健福祉課福祉係
(32)6522

農業振興地域農用地区域 除外申請を受け付けます

町では、優良農地の確保・保全のため、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画を策定し、農業振興を図る地域を農振農用地区域として設定しています。

農振農用地区域の土地を、やむを得ず農地以外の目的に利用する場合は、農振農用地区域から除外する必要があります。

ただし、除外申請がすべて認められるとは限りません。

受付期限 3月31日(木)

受付場所 産業経済課農政係

提出書類

- 申請書(用紙は産業経済課農政係)○隣接者同意書(同)
- 確約書(同)
- 地籍図の写し・土地登記事項証明書(登記簿謄本)○位置図(住宅地図など)○事業計画平面図○自己所有地の検討結果一覧表
- その他(例：法人の場合、定款、議事録)

問い合わせ先

産業経済課農政係(内線27)

種 別	手続場所	手続に必要なもの
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車 (農耕用含む)	町役場税務課	ナンバープレート・印鑑・ 標識交付証明書・(名義変更の場合は 譲渡証明書等)
軽四輪・軽三輪 軽二輪車 (125cc～250cc)	長野県軽自動車検査協会 Tel026 (244) 4563	ナンバープレート・印鑑・ 車検証(二輪は届出済証)等 ※必要なものは手続きによって異なり ますのでお問い合わせください。
二輪小型自動車 (250cc～)	北陸信越運輸局長野運輸支局 Tel050 (5540) 2042	ナンバープレート・印鑑・ 車検証等 ※必要なものは手続きによって異なり ますのでお問い合わせください。

※自家用自動車協会でも手続きを代行しています。

小諸支部 0267 (22) 0496

佐久支部 0267 (67) 4677

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

税務課住民税係 0267 (32) 3111 (内線49)

軽自動車などの変更手続きを忘れずに！

軽自動車税は毎年4月1日現在で軽自動車等の所有者等に課税されます。転出や廃車、名義変更をした場合は、手続きを忘れてはなりません。手続きを行わないでいるといつまでも課税されまので、忘れずに手続きをしてください。

町営住宅入居待機者申込受付

町営住宅への入居待機者の申込受付は年2回(3月・9月)行っています。

今回の申し込みは平成23年4月から平成23年9月までの間に退居住戸へ入居できる、入居待機者となるための申し込みになります。

申込受付期間
2月28日(月)～3月11日(金)

説明会(抽選会)

・日時 3月17日(木)
午後1時30分～
・場所 町役場第3会議室
抽選により、入居待機順位を決定します。

申込資格

- ・町内に居住、または勤務地を有する方(3カ月以上)
 - ・現に同居している方、または3カ月以内に同居する親族がいる方
 - ・現に住宅に困っていることが明らかな方
 - ・収入が一定額以下の方
 - ・町税等の滞納がない方
- ※収入金額の算定については、扶養人数により変動します。詳しい内容については、お問い合わせください。

申し込み・問い合わせ先

建設課都市計画係(内線75)

桜ヶ丘団地		団地名
H13～H14	H5～H14	建設年度
耐三	耐三	構造
2LDKY	3LDKY	規模
3,37000	21,3000～ 37,7000	家賃(円)

※LDK：居間兼食事室兼調理場 Y：浴室(浴槽・風呂釜付)

子ども生け花教室 生け花展開催のご案内

公民館講座「生け花教室」の生徒による生け花展を開催します。

子どもたちの一年間の成果を披露します。

エコールみよたで一足早い春をお楽しみください。

開催日

3月26日(土)～27日(日)

時間

午前9時～午後5時

会場

エコールみよたロビー

問い合わせ先

町公民館 (32)2770

